

5. 8. 13  
1530

勞務第二五六五號

昭和五年八月八日



警視總監 丸山 鶴吉

内務大臣 安達謙藏 殿  
 社會局 長 官 殿  
 大阪神奈川兵庫府縣知事 殿

平尾レイト東京工場ノ状況ニ関スル件

- (1) 大阪工場ヨリ二名轉勤既素ス
- (2) 轉勤者並ニ八幡町ニ移シ、ヤレモ勤務ナシ
- (3) 半護士業由労働者ハ加入ス、ト申シタルニ拒絶セラル

標記工場ノ状況左記ノ通り

大臣(直) 藤野 氏

八月一日ヨリ二日ニ亘テ緊要中ノ日談ニ交際ス

八月二日朝野新聞ニ於テハ、日談ニ備ハルニ、労働者ノ取扱ニ